

## 社会運動参加の持続と変動：参加の構造に係わる予備的考察

著者	栗田 宣義
雑誌名	甲南大學紀要. 文学編
号	166
ページ	71-78
発行年	2016-03-30
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00001796">http://doi.org/10.14990/00001796</a>

# 社会運動参加の持続と変動

——参加の構造に係わる予備的考察——

栗田 宣義

## 1 社会運動とは何か

社会運動 (social movement) とは、ブール代数的に表現するならば、集合的主体性 (collective identity)、異議申し立て (dissent)、反制度的行為 (anti-institutional action) の論理積である。すなわち、「社会運動とは、当該社会の支配的勢力に反対する要求を提示し、反制度的に遂行される集合行為」として定義される (栗田 1987 : 81, 1993 : 127)。これは、かつて筆者が30年前、大学院生時代に母校の紀要論文に記した言明だ。副題として比較社会学序説と銘打った以上、可能な限り時代と空間に左右されない一般的な定義となるよう心を砕いた。

その後、この定義は、高橋準 (1999 : 354)、青柳輝和 (2005 : 31)、近年では、武田康裕 (2015 : 60) などの諸研究によって言及、参照され、日本の社会科学において、幸いなことに等閑視されることはなく、ある程度の共有化もなされたようだ。とりわけ、プロテストの大規模化と暴力化を研究射程に据えた、武田による以下の記述は、筆者による社会運動の三つの論理について、アイデンティティ・ポリティクスから由来する新しい社会運動 (new social movement)、穏健な労組活動、投票や選挙活動に代表される慣習的な政治参加 (conventional political participation) との接線、接点との絡みを巧みに分離し、説得的に表現している。

社会運動には、利害に基づく古い社会運動と、1970年代以降に登場したアイデンティティに基づく新しい社会運動がある。しかし、新旧いずれの社会運動も、(1) 集合的な利益表出行動であり、(2) 既存の制度の枠外における、(3) 異議申し立てである点に共通の特徴がある。特に既存の制度の枠外という点に着目すると、社会運動は、労働組合による違法ストライキや選挙運動のような制度内で行われる他の異議申し立てとは区別されねばならない (武田 2015 : 38)<sup>1)</sup>。

社会運動が孤立した行為ではなく複数名もしくは複数の集まり (gathering) を担い手とした集合行為であること (第一論理) や、当該社会の支配的勢力への異議申し立て (第二論理) については異論を差し挟みにくいだろう<sup>2)</sup>。これらは、換言するならば、集合性 (collectivity) と往々にして反対を伴う発言 (voice) という、社会運動が社会運動たる所以について見えやすい (visible) 要因だからだ<sup>3)</sup>。主催者側も報道機関も政府関係者も皆、デモ参加者の実人数に気を揉むのはこのためであるし、プラカードや宣伝広報用ビラ、SNSでの宣言的なツイートなどのメッセージ内容が注目を浴びるのもこのためだ。その活動への価値判断や賛否はともあれ、参加者数百名の親政府 (pro-government) もしくは政府支持デモに較べて、参加者数千名の反政府デモの方が、巷間では社会運動らしく見えるようだ。ここからも、数多くの人びとによる往々にして反対を伴う発言 (collective voice) が、活動家や当事者、ジャーナリスト、政治家に加えて、広範な一般の人びとによる、社会運動の最小公倍数的理解であることが見え隠れする。

## 2 反制度的行為

前節で論じた第一論理たる集合的主体性と、第二論理たる異議申し立てに較べて目立ちにくく、第二論理と混同されることも多いために、見えにくい (invisible) もの、第三論理たる反制度的行為は、研究者にとって刮目すべき要素である。この第三論理が社会運動の究極的な質を決めると言っても過言ではない。

共産主義者は、これまでのいっさいの社会秩序を強力的に転覆することによってのみ自己の目的が達成されることを公然と宣言する。支配階級よ、共産主義革命のまえにおののくがいい。プロレタリアは、革命においてくさりのほか失うべきものをもたない。かれらが獲得するのは世界である (Marx and Engels 1848=1951 : 87)。

以上に引用したのは、マルクスとエンゲルスによる『共産党宣言』の頗る有名な最終節の文章である。その後のマルクスたちが実際に関与してきた政治行動や変貌した政治理念を念頭におけば、この文書における暴力革命論は1848年当時のパリ2月革命やベルリン3月革命前後に跋扈した、公然たる暴力至上主義を隠さないブランキストたちの熱気と、甚大なる影響力の下に執筆されたであろうことが想像に難くない。しかしながら、現実には彼らがどのように思索したかではなく、遺された文書が全てという観点からは、当時の彼らの言説は反制度的行為の等級 (magnitude) が頗る高いと判断しなければなるまい。社会秩序の強力 (イコール暴力) 的転覆【独】durch den gewaltsamen Umsturz】という物理的強制力 (physical coercion) の肯定是認という規準から判断するのならば、その極みにあると言っても差し支えないだろう。レーニンやトロツキーなどの歴史に名を残した革命家のみならず、この宣言を信奉し何百万もの無名の活動家が武装蜂起 (armed attack) や暴動 (riot) を遂行するために命を捧げ、また、その過程における負の遺産として、警察官や軍人のみならず、幾千万もの無辜の民が、命を落としてきたのだから。

『共産党宣言』はこの170年近くもの間、世界の各国語に翻訳をされ、岩波文庫白帯だけでも百万部以上が販売されたと言われている。ロンドンの大英図書館にも、東京の国立国会図書館にも、そして世界中の大学や研究機関の図書館のみならず夥しい数の公共図書館にも所蔵されている。国内では少し大きめの一般書店で文庫本を扱っている店舗であれば、簡単に買い求めることもできる。言うまでもなく、暴力革命の指南書としてではなく、政治イデオロギーの壁を超えて、近現代史を考える上の、思想哲学、社会科学の最重要古典の1冊として世界中に普及流通しているからだ。

しかしながら、思想信条の自由の範囲を超え、この宣言を実現するための活動を実際に行うとなれば話は別だ。既存の社会秩序 (social order) は、日常的な行為遂行を安定させ、その企図と目論見を保証する制度 (institution) のかたちで担保される。反制度的行為は、その制度もしくは行為の標準 (standard) への逸脱 (deviance) として現れる。当該社会における主たる規範の明文化された一つのかたちは国家が定めた法令であり、法令としての刑法は、これらの逸脱を犯罪 (crime) として定めることになる。

日本国の刑法は、2015年現在、第二編の第二章を、内乱に関する罪として、第七十七条 (内乱)、第七十

八条 (予備及び陰謀)、第七十九条 (内乱等幫助) など、第三章を、外患に関する罪として、第八十一条 (外患誘致)、第八十二条 (外患援助)、第八章を騒乱に関する罪として、かつての兇徒聚衆罪、騒擾罪を経て、騒乱罪と名称を変えた第百六条 (騒乱)、第一百七条 (多衆不解散) を充てている。加えて、特別刑法として全四十五条および附則からなる、破壊活動防止法によって、暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めている<sup>4)</sup>。武装蜂起や暴動に係わるこれらの法令の中で、その代表格とも言うべき、暴力革命を犯罪と定めた、刑法第七十七条 (内乱) を以下に記す。

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

- 一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。
  - 二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。
  - 三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない (日本国/総務省行政管理局 2015a)。

内戦と翻訳されることもある、内乱 (civil war) とは、叛乱側に国権が入り替わる革命 (revolution) の一歩手前であり、国家が分裂状態に陥るもしくはそれが誘発される騒乱状態を指す。19世紀米国の南北戦争や幕末の戊辰戦争が内乱の代表例だ。刑法が制定された明治以降、騒乱罪を除いては、外患罪の訴追例が無いことや、内乱罪での訴追も戦前の五・一五事件など数件に止まる等、日本国の司法、とりわけ大戦後は、これらの罪科適用に消極的ではあるものの、以下、暴力革命の文脈にて思考実験としてシミュレーションを試みる。

政府転覆を企て武装蜂起もしくは暴動を起こした場合、もし内乱罪が適用されれば、その首謀者は「死刑又は無期禁錮」、暴動参加のみでも「三年以下の禁錮」、外国と共謀し日本国に武力行使を促した場合、外患罪が適用されれば「死刑」、その際当該国に軍事的に協

力した場合、外患誘致罪が適用されれば「死刑又は無期若しくは二年以上の懲役」、街頭での示威行動に、騒乱罪が適用されれば、その首謀者は「一年以上十年以下の懲役又は禁錮」、その際解散命令に従わなかった場合、その首謀者は「三年以下の懲役又は禁錮」となる。

平時もしくは私事において、ごく普通の暮らしを営む人びとにとって、人生上の最大の逸脱は、諸事情が極みに達し、人を殺めてしまうことや、事故等によって意図せず相手を死亡させてしまうことだろう。同じ刑法によって、殺人は「第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」、傷害致死は、「第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期徒刑に処する」、業務上過失致死傷等は、「第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする」と定められている。罪科の軽重だけで判断するならば、内乱罪や外患罪は、殺人と同等もしくはそれ以上、騒乱罪であっても首謀者であれば、傷害致死もしくは業務上過失致死傷等と同等もしくはそれ以上の位置づけである。

ほとんどの社会運動は、暴力革命などは目指してはいない。それとは無縁な平和的かつ牧歌的な思想と実践で営まれている団体が圧倒的多数であることは筆者も諒解している。それにも拘わらず、ここで内乱罪を引用したのは、社会運動の第三論理が反制度的行為であり、それによって実際に処罰を受けることは無かったとしても、国法に代表される規範体系に抵触する内容を、幾許かでも含みうることに要件であるからだ<sup>5)</sup>。刑法にその初期値を与えた設計者たちやその継承者たちの犯罪観・逸脱観を手がかりにして、社会運動の反制度的価値および手段の強度を探るためである。理念型の構成のためには、その究極事例を考えなければならない。内乱はその典型なのだ。国法に照らし合わせれば、内乱の逸脱度、すなわちその反制度的側面は頗る大きいことが、容易に読みとれる<sup>6)</sup>。

### 3 社会運動の参加率

先述してきた社会運動における制度と反制度を、実際の行為類型とサーベイデータを介して考えてみよう。ここで、日本を代表する社会心理学者と政治学者のチームによって第19回参議院議員通常選挙から第44回衆議

院議員総選挙までに合わせて、日本全国に居住する満20歳以上の女性と男性を母集団として層化2段無作為抽出によって得られたレスポネントに向けて2001年から2005年にかけて計9波のパネル調査と面接法による実査が行われた、現代日本において最も信頼性と妥当性が高いデータセットの1つとして考えられている選挙研究・投票行動研究である、「21世紀初頭の投票行動の全国的・時系列的調査研究」(Japanese Election Survey III, 以下 JES III と略記する)ならびに、JES III と同じく日本全国に居住する満20歳以上の女性と男性を母集団として、同様の調査法に基づき、社会意識の国際比較を目的とした2007年3月と8月に主だった実査が行われた「アジアンバロメーター 2+CSSES3 パネル調査」(Asian Barometer 2+Comparative Study of Electoral System 3, 以下, Asian Barometer 2+CSSES 3 もしくは利用部分に鑑み CSSES3 と略記)の成果を、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから個票データの提供を受け、利用する。同センターならびに、データ寄託者である JES III 研究代表者の池田謙一氏(同志社大学教授, 当時東京大学教授), 小林良彰氏(慶應義塾大学教授), 平野浩氏(学習院大学教授), Asian Barometer 2+CSSES3 の日本における研究代表者の池田謙一氏から使用許諾を受けたことを、ここに謝辞を表したい。先述の通り、JES III は、計9波にわたるパネル調査であり、ここでは社会運動に係わる政治参加の調査項目を尋ねている2003年11月に実査のあった有効回収数2268名、回収率63.5%であった第5回調査の e 波と、2005年9月に実査のあった有効回収数1498名、回収率86.3%であった第9回調査の k 波を用いる<sup>7)</sup>。Asian Barometer 2+CSSES3 は計2波からなるパネル調査であり、政治参加について JES III と同様の質問項目を尋ねている、有効回収数1373名、回収率54.9%であったパネル第2波に相当する CSSES3 調査を用いる<sup>8)</sup>。

表1, 表2, 表3は、JES III ならびに CSSES3 のデータセットについて、日本では一般に投票外参加と呼称される項目の参加度合いを集計し、示したものだ(西澤 2004; 山田 2004, 2008; 秦 2015)<sup>9)</sup>。投票外参加には、自治会や町内会での活動、インターネットを通しての意見表明などの項目が測定されることもあり、JES III ならびに CSSES3 にもこれらが質問紙上に存在するが、ここでは集計を割愛した。自治会などでの地域活動は政治参加の側面と政治局面以外での社会参加の側面が混淆していることと、本稿執筆時の2015年現



表1 社会運動参加  
JES III e 波 衆院選後  
2003年11月  
N=2268

	実数	百分率
P <sub>1</sub> 請願書に署名	413	18.2%
P <sub>2</sub> 献金やカンパ	256	11.3%
P <sub>3</sub> 市民運動や住民運動に参加	120	5.3%
P <sub>4</sub> デモに参加	25	1.1%

表2 社会運動参加  
JES III k 波 衆院選後  
2005年9月  
N=1498

	実数	百分率
P <sub>1</sub>	286	19.1%
P <sub>2</sub>	254	17.0%
P <sub>3</sub>	79	5.3%
P <sub>4</sub>	15	1.0%

表3 社会運動参加  
CSES3  
2007年8月  
N=1373

	実数	百分率
P <sub>1</sub>	307	22.4%
P <sub>2</sub>	223	16.2%
P <sub>3</sub>	78	5.7%
P <sub>4</sub>	13	0.9%

在では相当な影響力は有しているものの、実査のあった21世紀初頭、2005年前後では、未だウェブ経由での政治参加は微少な割合に過ぎなかったことが事由である<sup>10)</sup>。

「請願書に署名」(sign a petition)とは、損害の救済や法令の制定改廃などに係わり、文書にてその希望を国会や官公庁、地方議会などに申し出ることを指し、一般に署名活動と呼ばれる行為である<sup>11)</sup>。昭和22年に制定された請願法には「第六条 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と記されるように、過去において請願書に基づく希望が実現したか否かはともかく、少なくとも戦後は、国民の権利として制度内にしっかりと認められている(日本国/総務省行政管理局 2015b)。次に「献金やカンパ」(contribution or donation)は、制度内政治、社会運動の双方で頻繁に観察される行為であり、制度内政治であれば政治家や政治団体への献金、社会運動であれば活動家や運動団体へのカンパということになる。これも法令の定める適正な範囲であれば何ら逸脱的ではない。第三に、「市民運動や住民運動に参加」(join a social movement)は、署名やカンパが団体加入を伴わなくとも可能であることに対し、この行為は何らかの抗議活動(protest)を行う社会運動組織(social movement organization)にメンバーとして加わることを指している。社会運動組織もイデオロギー的には保守から左翼まで、規模的には僅か十数名の活動家集団から全国規模もしくはグローバルレベルの巨大組織まで多様ではあるが、それらにメンバーとして加入しているか否かという側面を扱っている。最後の「デモに参加」(participation in a demonstration or march)は、文字通り、街頭で行われる合法、違法問わず、傍観者、見学者ではなく当事者として、デモに参加することである。これらは、質問紙では「5年間に経験したこと」という文言が用いられており、参加の程度ではなく参加の有無を尋ねる形式で測定されている(池田・小林・平野 2003, 2005)<sup>12)</sup>。

「請願書に署名」「献金やカンパ」「市民運動や社会運動に参加」「デモに参加」は投票外参加として類似の要素すなわち社会運動参加の成分を含みつつも、その順にハードルが高いことが予想される<sup>13)</sup>。「請願書に署名」は法令にて保証された制度内行為であるのに対して、「献金やカンパ」「市民運動や社会運動に参加」「デモに参加」はその主体である社会運動組織の性格や活動家集団の思想信条によっては相当程度に逸脱的である可能性を含んでいる。また、そうではなくとも「献金やカンパ」には百円、千円であっても金銭的コストが必要であるし、「市民運動や社会運動に参加」という団体加入にはそれなりの覚悟に加えて会費等の金銭的コストが必要となる。更に、「デモに参加」ともなれば、それほど可能性は高くはないものの前述の騒乱罪や、適用範囲がより広い、公務執行妨害罪などでの被容疑、逮捕、拘束、拘留、訴追などの法的リスクが伴う。

JES III e 波 k 波 双方においても、CSES3においても、「請願書に署名」「献金やカンパ」「市民運動や社会運動に参加」「デモに参加」の順にその参加率が低くなることが共通している。制度内参加ほど参加率が高く、逸脱を含む可能性がある項目ほど低くなっている。3つのデータセットにおいて、「請願書に署名」は最も参加率が高く18.2%から22.4%の範囲に収まっており、概ね20%の参加率、すなわち5名に1名がその経験があると答えている。「献金やカンパ」はバラツキが相対的に大きい、何れの値も前述の「請願書に署名」を超えることはなく、11.3%から17.0%の範囲に位置している。その相加平均、相乗平均を求めると14.8%および14.6%であり、大凡7名に1名がその経験があると答えていることになる。「市民運動や社会運動に参加」は「請願書に署名」「献金やカンパ」に較べて一段と参加率が低くなるがバラツキは小さく、5.3%から5.7%の範囲に収まっている。概ね20名に1名がその経験があると答えている。「デモに参加」はこれら4項目の中で参加率が最も低く、0.9%から1.1

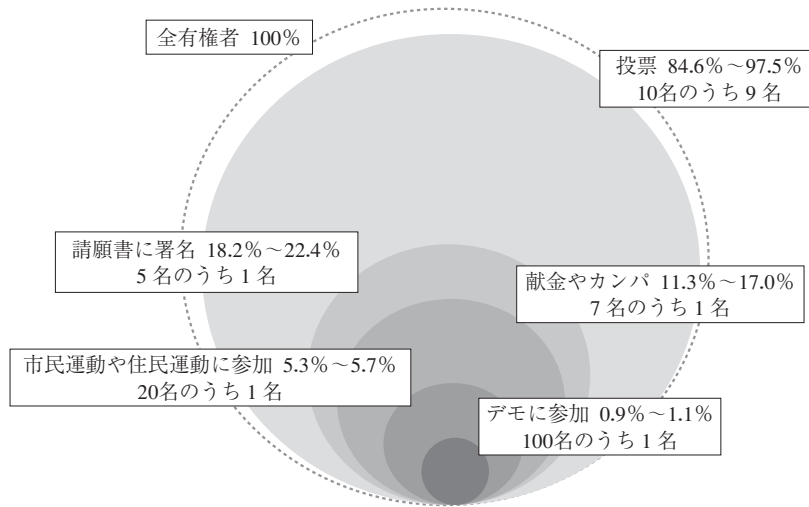
表4 国政選挙での全国投票率に基づく累積投票率の推定

2001年から2005年まで  
CVRなどの算出にあたっては、表1から表3までと合わせるため、小数第二位を四捨五入

選挙名称	実施年	投票率 VR	棄権率 vr=1-VR	累積棄権率 Cvr=vr <sub>t-1</sub> ×vr <sub>t</sub>	累積投票率 CVR=1-Cvr	補正済み 累積棄権率 Cvr'=(vr <sub>t-1</sub> ) <sup>1/2</sup> ×vr <sub>t</sub>	補正済み 累積投票率 CVR'=1-Cvr'
E <sub>1</sub> 第19回参議院議員通常選挙	2001(平成13)年	56.44%	43.56%	43.6%	56.4%	43.6%	56.4%
E <sub>2</sub> 第43回衆議院議員総選挙	2003(平成15)年	59.86%	40.14%	17.5%	82.5%	26.5%	73.5%
E <sub>3</sub> 第20回参議院議員通常選挙	2004(平成16)年	56.57%	43.43%	7.6%	92.4%	22.4%	77.6%
E <sub>4</sub> 第44回衆議院議員総選挙	2005(平成17)年	67.51%	32.49%	2.5%	97.5%	15.4%	84.6%

投票率については総務省（2015）を参照したが、その他の数値は筆者の計算に基づく。

図1 21世紀初頭の5年間における有権者の投票率と社会運動参加率の面積比による対照



%の範囲に収まっている。100名に1名がその経験があると答えている。

これらの知見から、社会運動に係わる政治参加の経験度合いを、選挙での投票 (vote) と比較するにあたって、先ず、表4にて累積投票率というコンセプトに基づきその値を推定した。社会運動参加の各項目は「5年間に経験したこと」という限定であるから、国政選挙等の投票率を3つのサーベイデータについての中間時点である2005年を起点にして5年間遡り、2001年に実施された第19回参議院議員通常選挙から2005年に実施された第44回衆議院議員総選挙までの投票率の値から、投票しなかった有権者の比率である棄権率を求めた上で、前回の棄権率に当該回の棄権率を乗じた、累積棄権率を算出した<sup>14)</sup>。3回目以降については、前回までの累積棄権率に当該回の棄権率を乗じた。累積棄権率とは、もし棄権がランダムに生起すると仮定した場合、複数回の国政選挙においてその全てに棄権する有権者の比率を指す。1もしくは100%からその値を減じたものが累積投票率であり、当該期間に少なくとも1回以上は投票した有権者の比率を指す。棄権が当該有権者の高齢や病身といった身体上健康上の事由に

依るもの、または同一有権者において惰性的もしくは半ば確信的に遂行されている可能性も加味し、その補正値も併せて計算した<sup>15)</sup>。2001年から2005年までの5年間は、その結果、累積投票率は97.5%、補正済み累積投票率は84.6%となる。84.6%あるいは97.5%ということは、5年間に有権者の10名に9名は概ね投票に出かける計算になる。

図1は表1から表4までのデータに基づき、これらの参加率を面積比によって直感的に判りやすく対照したものだ。投票は10名に9名が参加するものであり、有権者にとって最も身近な政治参加である。5名に1名の「請願書に署名」、7名に1名の「献金やカンパ」を挟み、投票外参加において相対的にリスクとコストが高いと予想される20名に1名の「市民運動や社会運動に参加」と100名に1名の「デモに参加」が、頗る参加率が低いことが良く判るだろう。日本を代表する学術サーベイデータに基づく数値であるから、その信頼性と妥当性は高い。ここから、社会運動参加とりわけ、非制度的行為に係わる項目については、20名に1名以下の、ごく少数の人びとに担われていることが事実関係として浮かび上がってくる。

表5 投票と較べた社会運動参加のリスクとコスト

	CF <sub>1</sub> 思想信条の秘匿 不可リスク	CF <sub>2</sub> 金銭的成本	CF <sub>3</sub> 活動家としてラベ リングされるリスク	CF <sub>4</sub> 罪科を被る 法的リスク	CR 総合的に見た リスクとコスト	参加程度
P <sub>0</sub> 投票					なし	10名に9名
P <sub>1</sub> 請願書に署名	○				低い	5名に1名
P <sub>2</sub> 献金やカンパ	○	○			やや低い	7名に1名
P <sub>3</sub> 市民運動や住民運動に参加	○	○	○		高い	20名に1名
P <sub>4</sub> デモに参加	○	○	○	○	頗る高い	100名に1名

#### 4 小括：社会運動参加のリスクとコスト

以上の小括として、民主制 (democracy) における主たる政治参加としての投票と較べて、社会運動参加のリスクとコストを総合的に考えてみたい。

表5は、「請願書に署名」「献金やカンパ」「市民運動や社会運動に参加」「デモに参加」の4類型に、国政選挙における「投票」を加えて、そのリスクとコストを比較対照したものである。比較対照の規準として、その行為をなす際に「思想信条の秘匿不可リスク」があるか否か、「金銭的成本」があるか否か、「活動家としてラベリングされるリスク」があるか否か、不測の事態によって「罪科を被る法的リスク」があるか否かの4項目を準備し、それらを総合的に見てリスクとコストの高低を判断する。

「投票」は代議制民主政治の基本であるから、秘密投票が大原則であり、「思想信条の秘匿不可リスク」はなく、投票所は通例徒歩圏内に設置され、日曜日に施行される故に、そのための休暇や休業に伴う「金銭的成本」も発生しないことが多い。有権者としての義務でもある訳だから「活動家としてラベリングされるリスク」および「罪科を被る法的リスク」なども一切存在しない。これらから、総合的に見たリスクとコストは「なし」と判断されよう。

「請願書に署名」は、前述の通り、請願法という法令によって法的に保証されている行為ではあるが、氏名住所の署名を伴う故に、当該書面が他者の目に触れることを通じて、請願自体の内容によっては署名者の思想信条が露見憶測される虞がある。「思想信条の秘匿不可リスク」は若干ではあるものの該当すると考えられる。署名のみで済むのであれば「金銭的成本」はかからない。「活動家としてラベリングされるリスク」および「罪科を被る法的リスク」なども存在しない。これらから、総合的に見たリスクとコストは相対的に「低い」と判断されよう。

「献金やカンパ」は、少なくとも主催者側には献金

者や募金者の氏名は多くの場合告知されることになり、「請願書に署名」と同様に、思想信条が露見憶測される虞がある。当然ではあるが「金銭的成本」は必要だが、「活動家としてラベリングされるリスク」および「罪科を被る法的リスク」などは余程の場合でなければ存在しないだろう。これらから、総合的に見たリスクとコストは「やや低い」と判断されよう。

「市民運動や住民運動に参加」は、団体加入を含む本格的な社会運動参加である。「思想信条の秘匿不可リスク」「金銭的成本」「活動家としてラベリングされるリスク」は全て該当するだろう。多くの場合、団体加入のみであれば余程の場合でなければ「罪科を被る法的リスク」は存在しないものの、総合的に見たリスクとコストはやはり「高い」と判断されよう。

「デモに参加」は、「市民運動や住民運動に参加」の該当項目「思想信条の秘匿不可リスク」「金銭的成本」「活動家としてラベリングされるリスク」に加えて、街頭での行進を含む諸行動に係わり主催者側、警備側双方の思惑や不測の事態がもたらすことになる「罪科を被る法的リスク」がある程度存在する。総合的に見たリスクとコストは「頗る高い」と判断されよう。

以上、「投票」「請願書に署名」「献金やカンパ」「市民運動や社会運動に参加」「デモに参加」の順に、総合的に見たリスクとコストは昂進することになる。この順番は前節までに検討してきた参加程度に反比例の関係にある。リスクとコストが高まるほど、その行為タイプの参加程度は低まるという、行為者にとっては合理的、全体としては我々の日常感覚に合致した知見でもある。

次稿では、本稿に引き続き、社会運動の参加構造に係わる予備的考察を更に進めることになる。

#### 注

- 1) 引用文中における、武田 (2015) の (2) と (3) は、栗田 (1987) の第三論理と第二論理に相当する。
- 2) ここで社会運動の担い手を複数名もしくは複数の集まりとしていることに刮目して頂きたい。集団



- (group)ではなく集まり (gathering)である。gathering とはその内に group を含む人びとの集合についてのより広義のコンセプトである。地位と役割を有した group のみではなく、鉄道や地下鉄駅のホームの雑踏やバスの停留所の行列など公共空間で日常的に産み出されている gathering をも社会運動の担い手に加えることで、街頭で自然発生的に生起する暴動などのイベントを定義内容に加えることが可能となる。
- 3) 「発言」(voice) はアルバート・ハーシュマンのコンセプト。発言が有効に機能しなくなると、「顧客がある企業の製品の購入をやめたり、メンバーがある組織から離れていくという場合」を意味する「離脱」(exit) が生じることになる (Hirschman 1970=2005: 4)。しかしながら、代替がきく単なる商品購入とは異なり、国家に係わる諸問題においては、通常、国外移民や国籍変更といった離脱オプションは頗る難しい。離脱が困難である場合は、conservative に忠誠 (loyalty) を示すか、リスクを覚悟の上で liberal もしくは radical に発言を続けるしか他に選択肢はない。発言を構成素とする社会運動という集合行為 (collective action) の刮目すべき深刻さが正にここにある。
- 4) 刑法や破壊活動防止法の他にも政治的暴力の事例に適用される法令は多数あるが、ここでは政府転覆の防止という主目的に鑑み、これらを挙げた。
- 5) 社会運動のリーダーたちは、その参加呼びかけに際して、運動参加による逸脱に伴う法的リスクについて、どの程度一般参加者へ周知させているのだろうか。個々の参加者がそのリスクを覚悟の上に関与しているのであれば、自らが将来被る可能性のある不利益を顧みずに、義によって立ち上がった気高いユートピアンだと、思想信条に係わる価値判断やイデオロギーの立場を超え、評価したいと思う。臆病者の筆者には到底真似は出来ないが、プラトンの対話篇において、「この私は死ぬために、皆さんは生き続けるために。しかし、我々のどちらのほうがより善いものの方に向かっているのかは、神以外のだれにも明らかではないのです」(Plato n. d.=1998a: 85), 「いったいだれにとって、法を抜きにして国家だけが気に入るということがあるだろうか」(Plato n. d.=1998b: 153) と語り、古代アテナイにて国法を遵守するために紀元前399年に刑死を選んだ、誠に気高い愛智の人、ソクラテスのように。しかしながら、往々にして、社会運動の諸イベントの動員数を増やすことのみを主催者側が主眼に置きやすく、それに囚われ易いであろうことを考慮すれば、頗る残念ながら、そうであるとは考えにくい。
- 6) 誤解が無いように付記するが、内乱を19世紀的なマルクス主義者が目指す暴力革命のみに限定する見方は明らかに誤謬であり、社会科学の共通認識ではなく、筆者のここでの意図とは異なる。具体例を挙げれば、世界史上夥しい件数が報告されている農民暴動は勿論のこと、本文中でも記した南北戦争や戊辰戦争は全く異なる範疇である。英米圏の政治思想において、暴政、圧政 (tyranny) への抵抗権は、17世紀にジョン・ロックによって唱えられ (Locke 1690=1968), アメリカ革命すなわち英国からの独立ならびに米国建国の祖たちの思想底流をなしている (Hamilton, Jay and Madison 1787/1788=1999)。
- 7) 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター (2007) の記載に基づく。
- 8) 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター (2010) の記載に基づく。
- 9) 投票外参加の呼称は政治学者の西澤由隆 (2004) がオリジナルとされ、山田真裕 (2004) (2008) の系統的な計量分析が相対的に早い時期に発表されている。秦正樹は、「有権者の政治参加、とりわけ投票以外の政治参加」を投票外参加と呼ぶ (秦 2015: 86)。
- 10) 加えて、有力者との接触や政治家や官僚との接触など制度内政治に含まれる項目も割愛した。また、項目の掲載順番は質問紙における選択肢の出現順ではなく、本稿に主旨に沿って一部前後を入れ替えた。
- 11) 投票外参加についての、petition などの英語併記は筆者によるものである。
- 12) JES III, CSES3 とともに質問文と選択肢は同様である。
- 13) 山田真裕は、全国調査のサーベイデータを用いて、具体的には、1976年の第34回衆議院議員総選挙に合わせて実施された JABISS 調査、1983年の第13回参議院議員通常選挙ならびに第37回衆議院議員総選挙に合わせて実施された JES 調査といった相対的に古い時代に属するところから、JES II を経て、本稿でも用いている JES III など近年に至るまでの長期間にわたる投票外参加の因子分析を系統的に行っている。投票外参加として共通の10項目を投入した、最尤法とバリマクス回転に基づく因子分析の知見を記せば、1976年の JABISS、1983年の JES、1993年の JES II において、「政治集会参加」(1976年: 0.506, 1983年: 0.549, 1993年: 0.570), 「選挙運動参加」(1976年: 0.462, 1983年: 0.595, 1993年: 0.595) といった項目と並び、本稿での表記に合わせるのならば、「献金やカンパ」(1976年: 0.548, 1983年: 0.527, 1993年: 0.432), 「市民運動や社会運動に参加」(1976年: 0.322, 1983年: 0.414, 1993年: 0.444), 「デモに参加」(1976年: 0.524, 1983年: 0.475, 1993年: 0.346) といった変数の負荷量が相対的に高い第II因子を一貫して抽出している (山田 2008: 9)。山田が抽出した第I因子が主に「地元有力者との接触」「市町村当局・地方政治家との接触」すなわち制度内政治における接触 (contact) によって構成されていることに鑑みれば、この第II因子は直接行動 (direct action) を含む社会運動に近接した集合行為であることと解釈可能だ。因みに、JES III については、投入変数が増えているため、ここで単純には比較が出来ない。
- 14) 総務省 (2015) 発表の投票率に基づくこの推定は、2003年から2007年にわたる JES III の e 波と k 波、CSES3 の3つのサーベイデータについて「5年間に経験したこと」、すなわち1999年から2007年までに較べ、狭い範囲ではあるが、2つ以上のサーベイデータに係わる範囲は全て網羅しており、その相当部分と重



なる。

- 15) 累積棄権率および投票率の補正にあたっては、当該回までの累積棄権率の代わりに、その比率の1/2乗すなわち平方根を代入した。例えば、前回までの累積棄権率が36%であった場合、補正計算ではその値は60%を代入することになり、相当控えめの投票率推定となる。

#### 参考文献

- 青柳輝和 (2005) 「新しい社会運動と反原発運動—反原発運動における文化、政治、技術の相互作用—」『社会科学研論集』早稲田大学大学院社会科学研究所 第6号 17-32頁
- Hamilton, Alexander, John Jay, and James Madison (1778/1788) *The Federalist*.  
→[斎藤眞・中野勝郎訳 (1999) 『ザ・フェデラリスト』岩波書店 (岩波文庫)]
- 秦正樹 (2015) 「いつ、イデオロギーは「活性化」するのか?」『日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集』第15集 85-96頁
- Hirschman, Albert, O. (1970) *Exit, Voice, and Loyalty*. Harvard University Press, Cambridge.  
→[矢野修一訳 (2005) 『離脱・発言・忠誠』ミネルヴァ書房]
- 池田謙一 (2010) 「「アジアンバロメーター 2+CSSES3 パネル調査」 個票データ」  
東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター
- 池田謙一・小林良彰・平野浩 (2003) 『「衆議院選挙面接調査 (事後)」 質問紙』中央調査社
- 池田謙一・小林良彰・平野浩 (2005) 『「衆議院選挙面接調査 (事後)」 質問紙』中央調査社
- 池田謙一・小林良彰・平野浩 (2007) 「「21世紀初頭の投票行動の全国的・時系列的調査研究」 個票データ」東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター
- 栗田宣義 (1987) 「社会運動を構成する三つの論理—社会運動の比較社会学への理論的序説—」『国際学論集』上智大学国際学研究所 第18号 81-103頁
- 栗田宣義 (1993) 『社会運動の計量社会的分析』日本評論社
- Locke, John (1690) *Two Treatises of Government*.  
→[鶴飼信成訳 (1968) 『市民政府論』岩波書店 (岩波文庫)]
- Mark, Karl and Friedrich Engels (1848) *Das Kommunistische Manifest*.  
→[大内兵衛・向坂逸郎訳 (1951) 『共産党宣言』岩波書店 (岩波文庫)]
- 西澤由隆 (2004) 「政治参加の二重構造と「関わりたく

ない」意識 —Who said I wanted to participate?—」『同志社法學』第55巻 第5号 1-29頁

- 日本国/総務省行政管理局 (2015a) 「刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号, 最終改訂平成二十五年十一月二十七日法律第八十六号)」『法令』  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>  
2015年12月1日更新  
2015年12月1日確認
- 日本国/総務省行政管理局 (2015b) 「請願法(昭和二十二年三月十三日法律第十三号)」『法令』  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO013.html>  
2015年12月1日更新  
2015年12月3日確認
- Plato (n. d. a) *Ἀπολογία Σωκράτους* → [三嶋輝夫訳 (1998) 「ソクラテスの弁明」三嶋輝夫・田中享英訳『ソクラテスの弁明・クリトン』講談社 (講談社学術文庫) 7-85頁]
- Plato (n. d. b) *Κρίτων* → [田中享英訳 (1998) 「クリトン」三嶋輝夫・田中享英訳『ソクラテスの弁明・クリトン』講談社 (講談社学術文庫) 119-159頁]
- 総務省 (2015) 「国政選挙の投票率の推移について」『選挙関連資料』  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/ritu/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html)  
2015年3月更新  
2015年12月5日確認
- 高橋準 (1994) 「「自分を・語る・ことば」—〈個〉に根ざす運動の姿—」『一橋論叢』第112巻第2号 354-368頁
- 武田康裕 (2015) 「中国の集団的抗議行動—大規模化・暴力化とコーポラティズム—」『防衛大学校紀要 (社会科学分冊)』第110輯 35-62頁
- 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター (2007) 「調査番号0530: 21世紀初頭の投票行動の全国的・時系列的調査研究」  
<https://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/gaiyo/0530g.html>  
2007年4月2日更新  
2015年12月5日確認
- 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター (2010) 「調査番号0657: アジアンバロメーター 2+CSSES3 パネル調査」  
<https://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/gaiyo/0657g.html>  
2010年4月22日更新  
2015年12月5日確認
- 山田真裕 (2004) 「投票外参加の論理—資源、指向、動員、党派性、参加経験—」『選挙研究』第19号 85-99頁
- 山田真裕 (2008) 「日本人の政治参加と市民社会—1976年から2005年—」『関西学院大学法政学会 法と政治』第58巻 第3・4号 1-29頁